

鹿屋市地域福祉計画策定委員会設置要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市地域福祉計画策定委員会設置要綱（平成23年鹿屋市告示第26号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鹿屋市地域福祉計画策定委員会開催要綱

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「置く」を「開催することに関し必要な事項を定めるものとする」に改める。

第2条の見出しを「（意見等を求める事項）」に改め、同条中「その結果を市長に報告する」を「市長に意見等を述べる」に改める。

第3条から第5条までを次のように改める。

（参加者）

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、委員会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療関係者
- (3) 福祉関係団体の代表者
- (4) 社会ボランティア関係者
- (5) 市民公募による者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

（運営）

第4条 委員会の参加者は、その互選により委員会を進行する座長を定めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（開催期間）

第5条 委員会の開催期間は、1年間を目途とする。

第6条を削る。

第7条第2項中「委員会により付議された」を削り、同条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。